

砺波市農業委員会 4月総会議事録

開催日時 令和3年4月6日(火) 午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 25名

1番	老 健	17番	樋掛 雅彦
2番	鴨井 克之	18番	亀永 理恵
3番	境 真由美	19番	平木 哲
4番	舘 和香子	20番	山本 涉
5番	川邊 洋	21番	山本 憲政
6番	源通 一郎	23番	原野 敬司
7番	松原 光雄	24番	前野 久
8番	飯田 輝一	25番	石田 智久
11番	吉田 一馬	26番	飛田 明雄
13番	黒田 英嗣	27番	野原 外茂雄
14番	川邊 孝之	28番	吉田 孝夫
15番	土田 英雄	29番	西原 登
16番	江成 周彦		

欠席した委員 4名

9番	堀田 敬三	12番	片山 雅喜
10番	齋藤 徹	22番	宮崎 雄介

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長	津田 泰二	主幹	宮井 輝枝
		主査	瀬賀 晶子

付議案件

議事

- 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し
意見決定について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権使用貸借権設定転用許可
申請に対し意見決定について

協議

- 協議事項 1 号 非農地証明書の発行に伴う意見について
- 協議事項 2 号 農用地利用計画の変更について

報告

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度・砺波市農業委員会4月総会」を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶があります。

会長 入学式には、桜が満開になると思っていましたが、近年は地球温暖化の影響により、早ければ卒業式でも桜が見られるようになりました。

また、今日の農業新聞に、兵庫県では耕作放棄地の管理について、新しい耕作者が見つかるまで農業委員会が行うという記事が載っており、全国的にもめずらしい取り組みが行われております。

さて、4月に入り、いよいよ農作業が本格化します。事故のない安全な農作業をされますよう願います。

事務局 ここで、ご報告いたします。

本日は、在任委員29名中、25名が出席されています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、砺波市農業委員会会議規則第5条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、議事録署名委員の選任を行いますが、慣例により、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号18番 亀永 理恵委員、議席番号20番 山本 渉委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第1号をご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。

今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定」については、1件です。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから4ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、過去に土地改良事業が実施された区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、既存敷地面積の2分の1を超えない「既存地拡張」に該当します。

譲受人は、土木工事のほか、砂利等の採取・販売を業としている法人です。申請地周辺では、以前から土砂の採取や、瓦の破碎リサイクル事業を行っております。図面資料の4ページをご覧くださいと思いますが、左上のまとまりが、既存の土砂採取地として、今後、右下のまとまりのエリアへ事業用地を拡大する計画とのことです。この申請は、左上の既存の土砂採取地と、右下の拡大する事業用地とを結ぶ、連結道路を整備するために、その下地となる農地2筆を転用するためのものです。

今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定」は、1件、計2筆で、1,408㎡です。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました議案第1号について、補足説明や、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　(「はい」の声あり)

議長 　原野委員、どうぞ。

原野委員 　申請地について、譲渡人は高齢で、農業の後継者がいなかったこともあり、5年程前から耕作放棄地になっていました。譲受人は、この地域で土砂採取をするにあたり、作業用道路が必要になったということですので、ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 　他にご質問等はございませんか。ご質問等がないようですので採決を行います。議案第1号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について、賛成の方は挙手願います。

委員 　(全員挙手)

議長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による賃借権使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について、事務局より説明願います。

事務局

議案書の2ページ、議案第2号をご覧ください。

今月の「農地法第5条第1項の規定による貸借権使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定」については、1件です。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の5ページから8ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、農地区分が「農用地」で、市が定める農業振興地域整備計画において、農用地として利用すべきであると定められた農地になります。

許可基準は、2年間以内の砂利採取であり、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。

なお、申請者は、砂利採取法に基づく採取計画認可申請が県で受理されているほか、農用地区域内における砂利採取についての砺波市の同意を、同日付けで得ております。

事業概要につきましては、採取及び埋戻しを行う期間は2年間です。掘削深は10mで、掘削は1対1の安定勾配で行われます。施工に当たっては、落下防止策として敷地の周囲に保安防護柵を設置するほか、隣接農地からは2m、道路等の公共物件からは5mの保安距離を確保します。埋戻しに用いる土砂は、3市の山から、県の許可を得て採取するものです。また、他の建設工事現場における掘削で生じた土砂も、埋戻しに用いる計画であり、図面資料の7ページと8ページに、埋める位置が緑色に着色されています。建設工事現場で発生したというだけの違いで、鉄筋やコンクリートなどの産業廃棄物が混ざるわけではありません。なお、埋戻し土については、産業廃棄物が混入することがないように、県職員が埋戻し作業に立ち会って確認することとなっています。

今月の「農地法第5条第1項の規定による貸借権使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定」は、1件、計6筆で、12, 744㎡です。以上です。

議長

ただ今、事務局より説明のありました議案第2号について、補足説明や、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員

(「はい」の声あり)

議長

川邊委員、どうぞ。

川邊委員

関係者全ての同意が取れており、適当と考えますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長 他に何かございませんか。ご質問等がないようですので採決を行います。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による賃借権使用貸借権設定転
用許可申請に対し意見決定について、賛成の方は挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして協議事項1号 非農地証明書の発行に伴う意見について、事
務局より説明願います。

事 務 局 議案書の3ページをご覧ください。
協議事項1号の、非農地証明書の発行に伴う意見について、ご説明いた
します。

この度、農業委員会に対し、地目が農地の土地が、非農地に該当するこ
とを証明してほしいとの願出が、1件ございました。

対象の土地は、議案書の3ページに記載の計2筆、109㎡です。

位置につきましては、別紙の「非農地証明願出地」と右肩に書かれた図
面資料をご覧くださいと思いますが、建物の敷地の一部になります。

同じ資料の4ページの現場写真をご覧くださいと思いますが、農業
委員会事務局において現地を確認しましたところ、願出地はすでに、建物
敷地の一部としてコンクリート舗装されており、農地に復元することが著
しく困難であると認められました。農地法令上も、「農地として利用する
には一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、周囲の状況か
らみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれる
ものは、農業委員会が非農地と判断する」こととされています。したが
いまして、事務局としましては、願出地2筆の地目を、非農地へ変更するこ
とが相当と考えております。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました協議事項1号について、ご質問等
がありましたら挙手願います。

議 長 ご質問等がないようですので、採決を行います。協議事項1号 非農地
証明書の発行に伴う意見について、賛成の方は挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。続きまして、協議
事項2号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局

はじめに、議案書の4ページにつきまして、本日机上に配付させていただいた「1枚もの」への差替えをお願いいたします。これは、議案書の発送後に、番号4の事案について、願出者から対象農地を1筆増やしたいとの申出があったものです。申出時期が、この総会の開催前であったこと、また、県との協議を開始する前であることから、申出を受入れ、筆数を変更した計画でお諮りいたします。

それでは、本日お配りしました「1枚もの」の議案書の4ページをご覧ください。

協議事項2号の、農用地利用計画の変更についてご説明いたします。

令和3年2月に受け付けた農振除外の願出は、4件でございます。

(除外案件の番号1朗読)

別添の「農振除外申請位置図」の1ページから3ページまでと併せてご覧ください。

譲受人は、水稻のほか、チューリップ球根を生産している認定農業者の法人です。経営強化のため、チューリップ切花の生産にも以前から取り組んでおり、昨年、出荷調整用の冷蔵倉庫を増築したところですが、切花の販売が好調で、これをさらに増産するため、法人の役員が所有する農地を使用貸借し、倉庫を増築するとともに、トレーラー駐車場、荷さばきスペース、パレットや梱包箱などの資材置場を造成する計画です。

(除外案件の番号2朗読)

別添の位置図の4ページから5ページまでと併せてご覧ください。

願出者は、土木建設会社の経営者です。図面資料の4ページをご覧くださいと思いますが、中央に同社の本拠地があり、その南側に、同社の資材置場があります。両敷地の間に、以前から用水路があるのですが、同社が過去に農地を転用して南側の資材置場を整備してから、用水に土砂などが流れ込み、下流の受益農地に悪影響が生じました。そこで、早々に、関係者と協議したうえで、用水路を、資材置場の南側に付け替える工事を行いました。しかし近年、赤く着色された部分の下地が農地であることが判明したため、用水路付替え当時の手続不備を是正しようとするものです。

(除外案件の番号3朗読)

別添の位置図の6ページから8ページまでと併せてご覧ください。

これは、願出者の息子の分家住宅を建築するため、願出者の住宅敷地の

東側の農地の一部を、転用しようとするものです。

(除外案件の番号4朗読)

別添の位置図の9ページから11ページまでと併せてご覧ください。

こちら、願出者の息子の分家住宅を建築するため、願出者の住宅敷地の東側にある農地の一部を、転用しようとするものです。宅地が幅員4m以上の道路に接していなければならないという要件を満たすために、願出地の範囲を拡大することとなりました。

今回の「農用地利用計画の変更」は、計4件、7筆、2,025㎡です。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました協議事項2号につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

議長 　ご質問等がないようですので採決を行います。協議事項2号 農用地利用計画の変更について、賛成の方は挙手願います。

委員 　(全員挙手)

議長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
　続きまして、報告事項に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について事務局より説明願います。

事務局 　(報告第1号・第2号説明)

議長 　ただ今、報告第1号・第2号について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

委員 　(なし)

議長 　ないようですので、報告を受けたということで終わらせていただきます。以上をもちまして、本総会に付議された全案件を終了いたしました。これにて閉会いたします。

(閉会14:35)

本会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和3年4月6日

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印